

## 研究助成規程

### 〈総則〉

1. 日本シティズンシップ教育学会（以下、本学会）の研究助成に関する事項は、この規程の定めるところによる。  
(2)この規程に定めるもののほか、この研究助成の実施のため必要な手続きその他の事項は、研究委員会が定める。

### 〈目的〉

2. 研究助成の目的は、本学会会員が連携して実施する研究活動を幅広く支援し、シティズンシップ教育研究の発展及び会員の活動を活性化させることを目的とする。

### 〈種類〉

3. 研究助成の種類は、会員による自由公募研究とする。

### 〈応募資格〉

4. 研究組織は、本学会会員3名以上のグループによるものとする。助成決定後、本学会会員、非会員のいかんを問わず、グループ構成員の追加を妨げない。

### 〈助成期間〉

5. 助成期間は、原則として1年間とする。  
(2)同一テーマによる再応募は認めない。

### 〈研究費〉

6. 1研究グループにつき、研究費として年間最大10万円を助成する。

### 〈応募方法〉

4. 助成を希望するグループの代表者は、所定の申請書様式に必要事項を記入し、本学会の研究委員会に電子メールで提出する。

### 〈審査〉

5. 研究委員会において、「研究助成審査規程」に基づき、応募書類を審査し、採否を決定する。

### 〈研究成果の報告・公開〉

6. 助成期間終了までに、所定の様式に従い「研究成果報告書」を提出する。  
(2)「研究成果報告書」は、本学会ウェブサイト等に掲載する。  
(3)研究成果は、学会誌への投稿、本学会が作成する書籍への掲載、年次大会や研究集会、特別講座での発表・報告等を通し、学会員に還元する。

### 〈規程の改廃〉

7. この規程の改廃は、理事会の議決による。

### 付記

1. この規程は、2025年5月10日より施行する。